



鳥労発基 1225 第 2 号
令和 5 年 12 月 25 日



関係団体の長 殿

鳥取労働局長



労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則の
一部を改正する省令の施行について

日頃から、労働行政の運営にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記について、労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則の
一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 157 号。以下、「改正省令」とい
います。）が別添 1 のとおり令和 5 年 12 月 18 日に公布され、同日及び同年 12 月
21 日から施行されることとなりました。

改正省令により改正されたのは、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年
労働省令第 33 号。以下、「ボイラー則」といいます。）第 2 条第 4 号において、
熱源が電気である電気ボイラーの伝熱面積は、従来、電力設備容量 20 キロワッ
トを 1 平方メートルとみなしてその最大電力設備容量を換算した面積をもって
算定するものとされていたところ、電力設備容量 60 キロワットを 1 平方メー
トルとみなしてその最大電力設備容量を換算した面積をもって算定することに
変更されたこと、また高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74
号）の施行によって、圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自
動車（燃料電池自動車等）の圧力容器内の高圧ガスが、高圧ガス保安法（昭和 26
年法律第 204 号）の適用除外となることに伴い、労働安全衛生規則（昭和 47 年
労働省令第 32 号）及びボイラー則について所要の改正を行ったこと、の大きく
2 点です。

つきましては、改正省令の趣旨及び概要等について、厚生労働省労働基準局長
から、別添 2 のとおり令和 5 年 12 月 18 日付け基発 1218 第 1 号により通達され
ましたので、貴団体におかれては、その内容を了知されますとともに、傘下会員
等関係事業者に対して改正省令の内容についての周知にご協力くださいますよ
う、よろしく願いいたします。